

公益社団法人 会津青年会議所旅費規程

- 第 1 条 日本 JC、東北地協および福島ブロック協の会議に出席する者には旅費の一部を支給することができる。
- 第 2 条 全国会員大会、東北地区会員大会、ブロック会員大会に出席する者には旅費の一部を支給することができる。
- 第 3 条 その他、理事会にて認められた他 JC の親善および行事に参加した場合には旅費の一部を支給することができる。
- 第 4 条 第 1 条から第 3 条の運用とその他については、理事会にて決定する。
- 第 5 条 本規程の改廃は総会の議決による。

附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。